

令和6年御殿場市議会12月定例会議案資料
(新旧対照表)

件名	頁
議案第52号関係資料	1
議案第53号関係資料	8
議案第54号関係資料	11
議案第55号関係資料	12
議案第61号関係資料	13

議案第 5 2 号関係資料

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の新旧対照表

旧	新
<p>【第 1 条関係】（御殿場市表彰条例の一部改正）</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第 8 条 功労者が<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたときは、その資格を失う。</p> <p>2 【略】</p>	<p>【第 1 条関係】（御殿場市表彰条例の一部改正）</p> <p>（資格の喪失）</p> <p>第 8 条 <u>拘禁刑</u></p> <p>2</p>
<p>【第 2 条関係】（御殿場市議会個人情報保護条例の一部改正）</p> <p>第 5 2 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 1 5 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 5 3 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>第 5 4 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 5 0 万円以下の罰金に処する。</p>	<p>【第 2 条関係】（御殿場市議会個人情報保護条例の一部改正）</p> <p>第 5 2 条</p> <p style="text-align: right;"><u>拘禁刑</u></p> <p>第 5 3 条</p> <p style="text-align: right;"><u>拘禁刑</u></p> <p>第 5 4 条</p> <p style="text-align: right;"><u>拘禁刑</u></p>
<p>【第 3 条関係】（御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正）</p> <p>（退職手当の支給制限）</p> <p>第 5 条 市長等が在職中に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことにより、又は懲戒免職により退職したときは、前条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。</p> <p>2 市長等が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和 2 3 年法律第 1 3 1 号）第 6 編に規定する略式手</p>	<p>【第 3 条関係】（御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正）</p> <p>（退職手当の支給制限）</p> <p>第 5 条 <u>拘禁刑</u></p> <p>2 <u>拘禁刑</u></p>

続によるものを除く。第3項において同じ。)をされた場合において、その者がその判決の確定前に退職したときは、前条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

3 【略】

(退職手当の返納)

第6条 退職した市長等に対し退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給した退職手当を返納させることができる。

2 【略】

【第4条関係】 (御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正)

(期末手当の支給制限)

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)及び(2) 【略】

(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その退職した日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)でその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していな

拘禁刑

3

(退職手当の返納)

第6条

拘禁刑

2

【第4条関係】 (御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正)

(期末手当の支給制限)

第18条の2 【略】

(1)及び(2)

(3)

拘禁刑

(4)

禁刑

(期末手当の支給の一時差止め)

第18条の3 【略】

(1)

拘禁刑

拘

い場合

(2) 【略】

2 【略】

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 及び(3) 【略】

4から7まで 【略】

【第5条関係】（御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。

(2) 【略】

2から4まで 【略】

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(2)

2

3 【略】

(1)

拘禁刑

(2) 及び(3)

4から7まで

【第5条関係】（御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

（退職手当の支払の差止め）

第13条 【略】

(1)

拘禁刑

(2)

2から4まで

5 【略】

(1) 【略】

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 【略】

6から10まで 【略】

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)及び(3) 【略】

2から6まで 【略】

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)

(2)

拘禁刑

(3)

6から10まで

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 【略】

(1)

拘禁刑

(2)及び(3)

2から6まで

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 【略】

<p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)及び(3) 【略】</p> <p>2から6まで 【略】</p>	<p>(1) <u>拘禁刑</u></p> <p>(2)及び(3)</p> <p>2から6まで</p>
<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 【略】</p> <p>2及び3 【略】</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5から8まで 【略】</p>	<p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条</p> <p>2及び3</p> <p>4 <u>拘禁刑</u></p> <p>5から8まで</p>
<p>【第6条関係】（御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例の一部改正）</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)及び(2) 【略】</p> <p>2 【略】</p>	<p>【第6条関係】（御殿場市散骨場の経営の許可等に関する条例の一部改正）</p> <p>(罰則)</p> <p>第18条 <u>拘禁刑</u></p> <p>(1)及び(2)</p> <p>2</p>
<p>【第7条関係】（御殿場市法定外道路管理条例の一部改正）</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は20万円以下の罰金に処する。</p>	<p>【第7条関係】（御殿場市法定外道路管理条例の一部改正）</p> <p>(罰則)</p> <p>第15条 <u>拘禁刑</u></p>

(1)及び(2) 【略】

2 【略】

【第8条関係】（御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

（罰則）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1)及び(2) 【略】

2 【略】

【第9条関係】（御殿場市河川管理条例の一部改正）

（罰則）

第18条 次の各号の一に該当する者は、1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

(1)から(3)まで 【略】

第19条 第3条の規定に違反した者又は第4条第1項第7号に違反して、汚水、廃液又は坑水を排出した者は、3月以下の懲役、20万円以下の罰金、拘留又は科料に処する。

【第10条関係】（御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

（欠格条項）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)及び(3) 【略】

【第11条関係】（御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

(1)及び(2)

2

【第8条関係】（御殿場市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

（罰則）

第25条

拘禁刑

(1)及び(2)

2

【第9条関係】（御殿場市河川管理条例の一部改正）

（罰則）

第18条

拘禁刑

(1)から(3)まで

第19条

拘禁刑

【第10条関係】（御殿場市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

（欠格条項）

第4条 【略】

(1) 拘禁刑

(2)及び(3)

【第11条関係】（御殿場市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (2)から(5)まで 【略】

(退職報償金支給の制限)

第6条 【略】

- (1) 拘禁刑
- (2)から(5)まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の御殿場市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例第5条第2項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(御殿場市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第4条の規定による改正後の御殿場市職員の給与に関する条例第18条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

(御殿場市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の御殿場市職員の退職手当に関する条例第13条第1項、同条第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）、第17条第3項及び同条第4項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなす。

議案第 5 3 号関係資料

御殿場市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>【第 1 条関係】（御殿場市税賦課徴収条例の一部改正）</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第 3 6 条の 2 【略】</p> <p>2 から 8 まで 【略】</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第 2 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から 1 0 日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第 6 3 条の 2 施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年 1 月 3 1 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第 1 5 項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2) から (4) まで 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>（種別割の減免）</p>	<p>【第 1 条関係】（御殿場市税賦課徴収条例の一部改正）</p> <p>（市民税の申告）</p> <p>第 3 6 条の 2</p> <p>2 から 8 まで</p> <p>9</p> <p><u>第 2 条第 1 6 項</u></p> <p>（施行規則第 1 5 条の 3 第 3 項並びに第 1 5 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第 6 3 条の 2 【略】</p> <p>(1)</p> <p><u>同条第 1 6 項</u></p> <p>(2) から (4) まで</p> <p>2</p> <p>（種別割の減免）</p>

第89条 【略】

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1) 【略】

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）

(3)から(8)まで 【略】

（特別土地保有税の減免）

第133条 【略】

2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2)及び(3) 【略】

3 【略】

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定す

第89条

【略】

2

(1)

(2)

（同条第16項

(3)から(8)まで

（特別土地保有税の減免）

第133条

【略】

2

(1)

第2条第16項

(2)及び(3)

3

（入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告）

第140条 【略】

(1)

る個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)及び(3) 【略】

【第2条関係】(御殿場市都市計画税条例の一部改正)

附 則

1から4まで 【略】

5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号)いい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(6)まで 【略】

6から15まで 【略】

同条第16項

(2)及び(3)

【第2条関係】(御殿場市都市計画税条例の一部改正)

附 則

1から4まで

5 【略】

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号)いい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)から(6)まで

6から15まで

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 5 4 号関係資料

御殿場市立保育所条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧			新		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 市立保育所の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 【略】		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
【略】	【略】	【略】			
御殿場市立高根第1保育園	御殿場市塚原880番地の3	90人	御殿場市立高根第1保育園	御殿場市塚原880番地の3	90人
御殿場市立高根第2保育園	御殿場市上小林431番地の1	80人			
			附 則		
			この条例は、令和7年4月1日から施行する。		

議案第 5 5 号関係資料

御殿場市下水道条例の一部を改正する条例の新旧対照表

旧	新
<p>(排水設備等の設計及び工事の施行)</p> <p>第 7 条 【略】</p> <p>2 前項の指定工事店には、工事の設計、監督及び<u>施工</u>について直接責任を負う排水設備工事責任技術者を置かなければならない。</p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第 1 1 条 【略】</p> <p>2 法第 1 2 条の 1 1 第 1 項の規定により、次に定める基準に適合しない汚水（水洗便所から排除される汚水及び法第 1 2 条の 2 第 1 項又は第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならない。</p> <p>(1)から(7)まで 【略】</p> <p>(8) 前各号に掲げる物質又は項目以外のもので静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 1 0 年静岡県条例第 4 4 号）により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>3 及び 4 【略】</p>	<p>(排水設備等の設計及び工事の施行)</p> <p>第 7 条</p> <p>2 <u>施行</u></p> <p>(除害施設の設置等)</p> <p>第 1 1 条</p> <p>2 【略】</p> <p>(1)から(7)まで</p> <p>(8)</p> <p><u>大腸菌数</u></p> <p>3 及び 4</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>

議案第 6 1 号関係資料

静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約の新旧対照表

旧	新
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている<u>地方税</u>に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務</p> <p>(2)から(4)まで 【略】</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第 4 条 【略】</p> <p>(1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）、<u>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 4 号）</u>の規定に基づき、県又は市町が賦課徴収することとされている<u>徴収金</u>に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務</p> <p>(2)から(4)まで</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この規約は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。</u></p>

